

通所介護さくら 介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

あなたに対する通所介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者の理念

私達は、地域から愛され選ばれる病院を目指します。

2、事業者の基本方針

- ・ 患者様の権利を尊重し、思いやりのある医療・介護サービスを提供します。
- ・ 地域医療の発展に貢献し、住民の健康増進に寄与します。
- ・ 職員は向上心を持って研鑽に努め、自己の成長と医療技術の向上を図ります。
- ・ 安全で清潔、快適な療養環境・職場環境の維持に努めます。
- ・ 良質な医療を提供し続けるために、効率的で健全な病院経営に努めます。

3、事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団一志会
主たる事業所の所在地	富山県黒部市荻生 8 2 1 番地
法人種別	医療法人
代表者の氏名	池田 一郎
電話番号	0 7 6 5 - 5 4 - 5 4 0 0

4、利用事業所と設備

利用事業所の名称	通所介護事業所「さくら」
所在地	富山県黒部市荻生 8 2 1 番地
都道府県知事許可番号	1 6 7 0 7 0 0 2 8 3
利用定員	2 5 名
管理者の氏名	栗沢 佐知子
電話番号 (F A X 番号)	0 7 6 5 - 5 4 - 2 2 0 1 (0 7 6 5 - 5 4 - 2 2 0 2)
施設概要	食堂兼機能訓練室 154.3 m ³ 静養スペース 16.3 m ³ 相談室 4.2 m ³
浴室	一般浴槽
送迎車両	3 台

5、利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護医療院	平成30年10月1日	16B0700011	29名
短期入所療養介護	平成30年10月1日	16B0700011	空床利用
介護予防短期入所療養介護	平成30年10月1日	16B0700011	
通所リハビリテーション	平成15年12月1日	1610710558	40名
介護予防通所リハビリテーション	平成18年12月1日	1610710558	
認知症対応型通所介護	平成19年4月1日	1690700016	12名
介護予防認知症対応型通所介護	平成19年4月1日	1690700016	
訪問リハビリテーション	平成15年4月1日	1610710558	—
介護予防訪問リハビリテーション	平成15年4月1日	1610710558	
居宅介護支援	平成15年4月1日	1670700192	—

6、事業の目的と運営の方針

事業の目的	通所介護（介護予防・日常生活支援総合）事業所「さくら」（以下、当事業所といいます）は、利用者に対し、介護保険法等関係法令等（以下、「法令等」といいます）の趣旨にしたがって、利用者の解決すべき課題を把握し、心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域包括支援センターや指定居宅介護（介護予防）支援事業所等（以下「支援センター」といいます。）が作成したケアプランに沿ってサービスの実施計画を作成実施し（以下「介護計画」といいます。）日常生活上の基本動作の維持・改善の可能性が高い利用者の生活機能の低下を予防することを目的としています。又、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	通所介護計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活の継続、維持・向上を図れるよう支援に努める。

7、通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、黒部市、入善町、魚津市とする。ただし、魚津市は介護予防・日常生活支援総合事業を除く。

8、サービス提供時間

サービス提供日	毎週月曜日～土曜日
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時30分（営業 午前8時～午後5時）
サービス休業日	・日曜日 ・祝祭日（昭和23年法律第178号に規定する休日） ・お盆（8月14日） ・年末年始（12月30日～1月3日）

9、利用事業所の職員と職務内容（勤務の体制）

従業者の種類	員数	職務内容
管理者 （常勤 8：00～17：00）	1人	管理及び運営を掌り、所属職員を指揮監督し、それぞれの部門を統括する。
機能訓練指導員 （常勤 8：00～17：00）	1人以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、利用者様の個々の状況に応じたプログラムの作成及び機能回復訓練の指導を行う。
看護職員 （常勤 8：00～17：00）	1人以上	利用者様の衛生管理、看護業務及び日常生活全般にわたる介護業務を行う。
介護職員 （常勤 8：00～17：00）	3人以上	利用者様の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務を行う。
生活相談員 （常勤 8：00～17：00）	1人以上	利用者様及びご家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
歯科衛生士 （非常勤 9：00～13：00）	1人以上	利用者様の口腔ケアの指導を行う。

10、秘密の保持について

当事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、従業員が退職後も在籍中に知り得た利用者様ならびにご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

11、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「デイサービスさくら・わかば消防計画」に則り、対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「デイサービスさくら・わかば消防計画」に則り、年2回、避難訓練を実施します。
防災設備	当事業所は防災設備として以下のものを常設しています。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・誘導灯 防火管理者が常に点検し、不備欠陥箇所があれば改修するよう努めます。
消防計画等	黒部消防署への届出日：平成18年11月14日 防火管理者：樋口克宏 防災責任者：栗沢佐知子

12、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者相談、意見要望苦情に対する常設の窓口として担当者を下記のとおり配置します。また、担当者が不在の時には、基本的な事項について誰でも対応できるようにすると共に、担当者に必ず引き継ぎ、意見要望苦情に対する早期改善、是正措置を講ずるよう配慮します。

苦情相談担当者：事務局長	樋口 克宏 (ひぐち かつひろ)
相談援助担当者：管理者	栗沢 佐知子 (くりさわ さちこ)
苦情・相談対応時間：月曜～金曜	8時～17時
電話：0765-54-5400	MAIL：ikedareha@po4.nsk.ne.jp

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- ・苦情を受けた場合は速やかに申立者と連絡を取り、直接事情を伺い、意見要望苦情内容の確認をします。
- ・担当者は、意見要望や苦情内容を管理者に報告します。
- ・管理者は、担当者や職員を加え、意見要望・苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- ・検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、管理者は具体的な対応を指示します。
- ・意見要望苦情の処理結果を記録し、再発防止に努めます。
- ・申立者からの意見要望苦情に関して国民健康保険団体連合会や各市町村担当部門が行う調査に協力し、また、それら関連機関による指導・助言に従って必要な改善を行います。

(3) その他

- ・平素より申立者からの苦情を受けないように充実したサービス提供を心がけます。
- ・事業所内の会議でも、意見要望・苦情報告を行い、情報の共有を行います。
- ・意見要望苦情を言いやすいように、スタッフも利用者、家族に話しかけ、挨拶を日頃から行っていきます。

苦情における事業所外の受付は以下の保険者もしくは市町村までお申し付けください。

●富山県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口

住所：富山県富山市下野995-3 電話：076-431-9833

●富山県福祉サービス運営適正化委員会

住所：富山市安住町5番21号 福祉会館2階 電話：076-432-3280

●新川地域介護保険組合・ケーブルテレビ事業組合

住所：富山県黒部市北新199 電話：0765-57-3303

●黒部市役所福祉課

住所：富山県黒部市三日市1301 電話：0765-54-2111

●魚津市役所社会福祉課介護保険係

住所：富山県魚津市釈迦堂1-10-1 電話：0765-23-1148

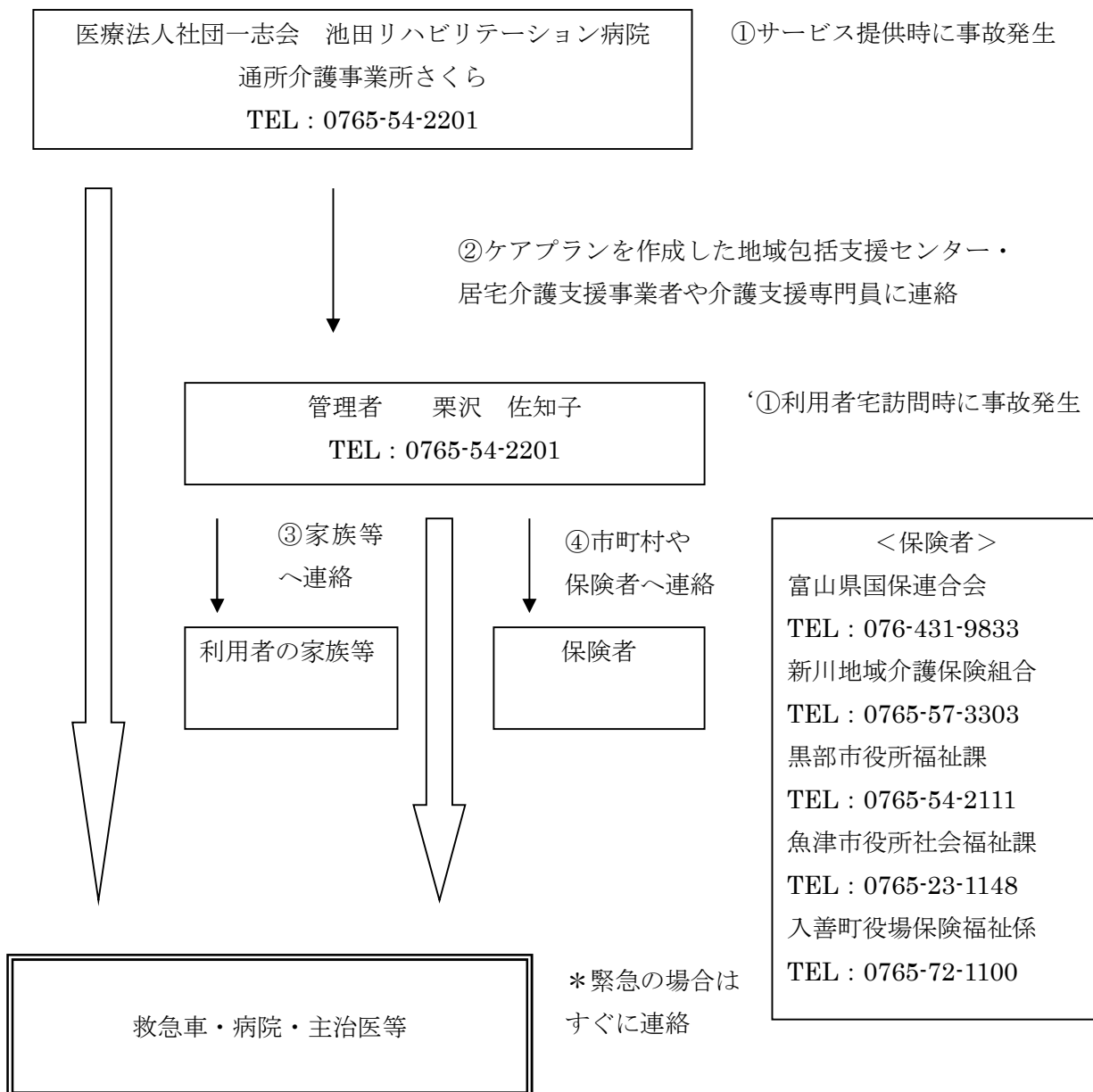
●入善町役場保険福祉課

住所：富山県下新川郡入善町入膳423 電話：0765-72-1100

13、事故発生時の対応について

通所介護（介護予防・日常生活総合事業）サービスの提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡を取り対応します。

また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、事実確認のうえで速やかに損害賠償を検討いたします。



黒部市民病院

TEL : 0765-54-2211

新川地域消防本部・黒部消防署

TEL : 0765-54-0119

池田リハビリテーション病院

TEL : 0765-54-5400

14、虐待防止に関する事項について

利用者様の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者様に対し身体的・心理的・経済的・性的虐待および介護における放棄放任を行いません。また、人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するために、定期的に職員研修を実施します。
- ・虐待防止に関する担当窓口の設置および対応措置を講じます。
- ・利用者様及びそのご家族からの苦情対応体制の整備をします。
- ・介護相談員の受け入れを行います。
- ・職員の虐待防止のために、院内啓蒙活動を行います。
- ・虐待を発見した時は速やかに市町村窓口に通報します。

<虐待担当窓口>

虐待防止相談担当者： 通所介護管理者 栗沢佐知子（くりさわさちこ）

法人相談担当者： 法人事務局長 樋口克宏（ひぐちかつひろ）

相談・通報窓口対応時間： 月曜～土曜 8時～17時

電話：0765-54-2201

<虐待発見時の通報先>

黒部市福祉課（黒部市障害者虐待防止センター）

0765-54-2111（代表・24時間対応）

15、ハラスメント対策について

当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者様およびそのご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

16、第三者による評価の実施状況

当事業所は第三者評価を実施しておりません。

【サービス内容説明書】

1. 介護保険被保険者証の確認

お申し込みにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業）事業所「さくら」の概要

通所介護事業所「さくら」は、要介護者が家庭などでの生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、看護職員、機能訓練指導員、歯科衛生士、管理栄養士等による専門職種が、利用者様の心身の機能の維持回復を図り、利用者様が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活の継続、維持・向上を図れるよう支援に努めます。このサービスを提供するにあたっては、サービス提供にあたる従事者の協議によって通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業）計画が作成されますが、その際、利用者様及びその家族様の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意を頂いております。

3. サービス内容

（1）通所介護計画の立案

（2）食事（昼食 11時30分～13時30分）

※キザミ食、ミキサ食など利用者に適した特別な食事を用意しております。

※献立は、管理栄養士による監修で安心して召し上がって頂きます。

なお、季節にあった行事食やおやつ等の提供も行っています。

（3）入浴

※一般浴槽にて福祉用品を使用して対応します。（利用者様の状態で清拭の場合もあり）

（4）看護師及び介護士における介護

※利用者の自立の支援と日常生活を行う上で必要な介護を提供します。

（5）健康管理

※当事業所では、看護師や介護士が常時健康管理を行います。

（6）（個別）機能訓練サービス（当該サービス提供体制にあり、利用者様の選択により）

（7）口腔機能向上サービス（当該サービス提供にあり、利用者様の選択により）

（8）相談援助サービス

※職員に病気・保険・生活等どんな事でも遠慮なくご相談ください。

（9）送迎サービス（必要に応じ介護員を配置し、ご自宅玄関までお迎えに伺います。）

4. 協力機関等

（1）当事業所では利用者の状態が急変した場合等には、下記医療機関にて速やかに対応いたします。緊急の場合には「契約証書」にご記入いただいた先に連絡いたします。

<協力医療機関>

・池田リハビリテーション病院（富山県黒部市荻生821）

・黒部市民病院（富山県黒部市三日市1108-1）

（2）通院等における診療報酬の請求方法が一般患者様とは異なります。

5. 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護度によって利用料金が異なります。

所得及び収入によって、利用金額の負担金が1割から3割となります。

(1) 基本料金 通常規模型通所介護費

要介護度	利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
(一) 3時間以上4時間未満				
要介護1	3,700円/日	370円/日	740円/日	1,110円/日
要介護2	4,230円/日	423円/日	846円/日	1,269円/日
要介護3	4,790円/日	479円/日	958円/日	1,437円/日
要介護4	5,330円/日	533円/日	1,066円/日	1,599円/日
要介護5	5,880円/日	588円/日	1,176円/日	1,764円/日
(二) 4時間以上5時間未満				
要介護1	3,880円/日	388円/日	776円/日	1,164円/日
要介護2	4,440円/日	444円/日	888円/日	1,332円/日
要介護3	5,020円/日	502円/日	1,004円/日	1,506円/日
要介護4	5,600円/日	560円/日	1,120円/日	1,680円/日
要介護5	6,170円/日	617円/日	1,234円/日	1,851円/日
(三) 5時間以上6時間未満				
要介護1	5,700円/日	570円/日	1,140円/日	1,710円/日
要介護2	6,730円/日	673円/日	1,346円/日	2,019円/日
要介護3	7,770円/日	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護4	8,800円/日	880円/日	1,760円/日	2,640円/日
要介護5	9,840円/日	984円/日	1,968円/日	2,952円/日
(四) 6時間以上7時間未満				
要介護1	5,840円/日	584円/日	1,168円/日	1,752円/日
要介護2	6,890円/日	689円/日	1,378円/日	2,067円/日
要介護3	7,960円/日	796円/日	1,592円/日	2,388円/日
要介護4	9,010円/日	901円/日	1,802円/日	2,703円/日
要介護5	10,080円/日	1,008円/日	2,016円/日	3,024円/日
(五) 7時間以上8時間未満				
要介護1	6,580円/日	658円/日	1,316円/日	1,974円/日
要介護2	7,770円/日	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護3	9,000円/日	900円/日	1,800円/日	2,700円/日
要介護4	10,230円/日	1,023円/日	2,046円/日	3,069円/日
要介護5	11,480円/日	1,148円/日	2,296円/日	3,444円/日
介護予防・日常生活支援総合事業対象者 ※要支援認定を受けていない者を含む (介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料金が異なり、月額になっています。)				
要支援1	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
要支援2	36,210円/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月
要支援1	日割額	59円/日	118円/日	177円/日

要支援2	日割額	119円/日	238円/日	357円/日
------	-----	--------	--------	--------

※感染症又は災害の発生を理由に利用者数の減少が生じ条件を満たす場合、救済措置として3ヶ月に限り、3/100の加算が発生します。

(2) 加算料金

①要介護1～要介護5の利用者

加算	加算料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
○入浴介助加算				
	400円/日	40円/日	80円/日	120円/日
○個別機能訓練加算Ⅰ（リハビリ専門職が機能訓練を実施した場合）				
	560円/日	56円/日	112円/日	168円/日
○口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度・口腔及び栄養状態について確認を行い、情報を担当ケアマネジャーと共有した場合） ※Ⅱは口腔機能向上サービスを算定した場合				
(Ⅰ)	200円/回	20円/回	40円/回	60円/回
(Ⅱ)	50円/回	5円/回	10円/回	15円/回
○口腔機能向上サービス（3月以内の期限ご限り1月に2回を限度・口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能の訓練） ※Ⅱは科学的介護推進体制加算を算定した場合				
(Ⅰ)	1,500円/日	150円/日	300円/日	450円/日
(Ⅱ)	1,600円/日	160円/日	320円/日	480円/日
○サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※ご利用いただくすべてのご利用者に対して加算されます。				
	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ※ご利用いただくすべてのご利用者に対して加算されます。				
1月につき（基本料金+加算料金+減算料金）×120/1000				

②日常生活支援総合事業・要支援1・2の利用者（選択型サービス）

加算	加算料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
○口腔機能向上サービス（口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能の訓練）				
	1,500円/月	150円/月	300円/月	450円/月
○一体的サービス提供加算（栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施しており、いずれかのサービスを行う日を一月につき2回以上もうけており、かつ栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定していない）				
	4,800円/月	480円/月	960円/月	1,440円/月
○口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度・口腔及び栄養状態について確認を行い、情報を担当ケアマネジャーと共有した場合）				
	200円/回	20円/回	40円/回	60円/回
○サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※ご利用いただくすべてのご利用者に対して加算されます。				
要支援1	880円/月	88円/月	176円/月	264円/月
要支援2	1,760円/月	176円/月	352円/月	528円/月
○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ※ご利用いただくすべてのご利用者に対して加算されます。				
1月につき（基本料金+加算料金+減算料金）×120/1000				

(3) 減算料金

加算	減算料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
○利用者の数が利用定員（25名）を超える場合（日常生活支援総合事業も対象）				
基本料金×70/100				
○看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合（日常生活支援総合事業も対象）				
基本料金×70/100				
○2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合				
基本料金×70/100				
○高齢者虐待防止措置未実施減算				
基本料金×1/100				
介護予防・日常生活支援は要支援1が18円/月、要支援2が36円/月減算（1割負担の場合）				
*日割りの場合1日1円の減算				
○事業継続計画未策定減算				
基本料金×1/100				
介護予防日常生活支援は要支援1が18円/月、要支援2が36円/月減算（1割負担の場合）				
*日割りの場合1日1円の減算				
○要介護および要支援の利用者に対して、送迎を行わなかった場合（片道につき）				
	-470円/日	-47円/日	-94円/日	-141円/日

(4) その他の料金（利用者様の自己負担によるもの）

- ①食費（食材料費＋調理コスト） 760円/日
 ②食費（おやつなし） 700円/日

※休みの連絡がない場合や、来所後10時30分以降にキャンセルをされる場合は、食材料費として530円徴収させていただきます。

◎総合事業サービス対象でも、介護保険料の滞納等により、事業給付金が直接当事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦、月額利用料金全額をご利用者から頂いた上で、サービス提供証明書を発行致します。

サービス提供証明書を後日、黒部市もしくは新川地域介護組合の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

6. 利用時に必要な持ち物

- (1) 書類／介護保険被保険者証・健康保険被保険者証・介護保険負担割合証
身体障害者手帳（該当される方）
- (2) 着衣等／着替え・タオル（2枚程度）・バスタオル（1枚程度）
薬（必要な方のみ）・オムツ（必要な方のみ）
- (3) 注意事項／着衣や身の回り品には、氏名を必ずご記入下さい。
なるべく余分な品物をお持ちにならないようにして下さい。
必要以外の現金や貴重品は所持なさらないようにして下さい。

7. 緊急時の連絡

来所後の熱発や体調不良、転倒等ご家族のお迎えが必要となる場合があります。その場合は速やかに来所していただきますようお願い致します。（緊急連絡者や保証人に変更が生じた場合は、速やかに申出をお願い致します。）